

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名)名古屋家庭裁判所

事件の種別 庁 名		総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
				支 部 総 数	一 宮 支 部	岡 崎 支 部	豊 橋 支 部	支 部	支 部
総 数		4286	2673	1613	503	683	427	0	0
一 般	一 般 総 数		2364	1466	898	255	438	205	0
	観 護 措 置		512	352	160	55	67	38	
	在 宅	通常調査	1705	1032	673	170	339	164	
		簡易面接	44	36	8	8	0	0	
		書面照会	47	0	47	18	29	0	
	試 験 観 察		56	46	10	4	3	3	
交 通	交 通 総 数		1900	1200	700	244	238	218	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	10	6	4	3	0	1	
		在 宅	965	645	320	133	87	100	
	道交 等	観護措置	69	59	10	7	2	1	
		在 宅	848	482	366	101	149	116	
	試 験 観 察		8	8	0	0	0	0	
準少年・共助等		22	7	15	4	7	4		
てん補状況									
備 考									

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件
車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び(無免許)危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」
(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会
とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び
「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数
を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施
した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位
の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(27年)

(庁名) 名古屋家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	一 宮 支 部	半 田 支 部	岡 崎 支 部	豊 橋 支 部	支 部
家 事 事 件	144	78	66	2	13	16	35	
人 事 訴 訟 事 件	20	14	6	1	2	1	2	
少 年 事 件	26	16	10	0		3	7	

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 津 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部							出 張 所							
					配置 支部 総数	四 日 市 支 部	伊 勢 支 部	熊 野 支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総 数	伊 賀 支 部	松 阪 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	尾 鷲 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	
総 数			2810	1058	1167	823	297	47	0	0	537	204	333	0	0	0	0	48	48	0	0	0	0	
家 事 事 件	家事事件総数		2797	1057	1157	813	297	47	0	0	535	202	333	0	0	0	0	48	48	0	0	0	0	
	審 判	別表第1	413	123	192	108	73	11			88	53	35					10	10					
		別表第2	300	121	99	76	18	5			77	21	56					3	3					
		期日立会い	186	78	48	32	12	4			60	15	45					0	0					
	調 停	別表第2	1336	514	542	396	129	17			271	90	181					9	9					
		期日立会い	1096	413	452	323	118	11			224	78	146					7	7					
		別表第2以外	512	191	203	146	45	12			93	36	57					25	25					
		期日立会い	437	167	171	118	43	10			79	32	47					20	20					
	共 助		0	0	0	0	0	0			0	0	0					0	0					
	雑	保全処分	43	29	12	10	1	1			2	0	2					0	0					
保全処分以外		193	79	109	77	31	1			4	2	2					1	1						
人事訴訟事件			13	1	10	10	0	0			2	2	0											
て ん 補 状 況			(例) 1: 本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2: ○○支部/△△支部/調停別表第2以外/3件 本庁/伊勢支部/審判別表第2/16件, 調停別表第2/6件									て ん 補 を 実 施 し た 庁 名								て ん 補 を 実 施 し た 庁 名				
												本 庁	部 本 ・ 熊 ・ 野 支 部 支											熊 野 支 部
備 考			1 本庁/松阪支部/審判別表第1/13件, 審判別表第2/7件(期日立会い5件), 調停別表第2/64件(期日立会い47件), 調停別表第2以外/22件(期日立会い16件), 保全処分2件 2 伊勢支部/松阪支部/審判別表第1/22件, 調停別表第2/67件(期日立会い59件), 調停別表第2以外/35件(期日立会い31件), 保全処分以外2件 3 熊野支部/松阪支部/審判別表第2/49件(期日立会い40件), 調停別表第2/50件(期日立会い40件)																					

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数に合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 津 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	四 日 市 支 部	熊 野 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			1046	663	383	365	18	0	0	0
一 般	一 般 総 数		494	312	182	174	8	0	0	0
	観 護 措 置		64	47	17	17	0			
	在 宅	通常調査	404	248	156	148	8			
		簡易面接	11	11	0	0	0			
		書面照会	3	0	3	3	0			
	試 験 観 察		12	6	6	6	0			
交 通	交 通 総 数		548	348	200	190	10	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	2	2	0	0	0			
		在 宅	281	182	99	90	9			
	道 交 等	観護措置	0	0	0	0	0			
		在 宅	265	164	101	100	1			
	試 験 観 察		0	0	0	0	0			
準少年・共助等			4	3	1	1	0			
てん補状況			(例) 1:本片／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件 実施なし							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件（無免許）危険運転致死傷保護事件及び車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 津 家庭裁判所

事件の種別	庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部				
				支 部 総 数	四 日 市 支 部	伊 勢 支 部	熊 野 支 部	支 部
家 事 事 件		59	40	19	14	3	2	
人 事 訴 訟 事 件		4	0	4	4	0	0	
少 年 事 件		35	9	26	26	0	0	

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 岐阜家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	大垣 支部	高山 支部	多治見 支部	支部	支部	未配置 支部 総数	御嵩 支部	支部	支部	支部	支部	支部	出張 所 総数	中津 川 出張 所	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所
総 数			2340	1320	731	359	140	232	0	0	182	182	0	0	0	0	0	107	107	0	0	0	0
家事事件	家事事件総数		2333	1318	726	358	136	232	0	0	182	182	0	0	0	0	0	107	107	0	0	0	0
	審 判	別表第1	522	274	174	86	38	50			30	30						44	44				
		別表第2	126	48	51	24	14	13			17	17						10	10				
		期日立会い	80	21	38	16	12	10			15	15						6	6				
	調 停	別表第2	896	530	282	147	47	88			58	58						26	26				
		期日立会い	753	448	233	117	43	73			48	48						24	24				
		別表第2以外	496	324	105	44	15	46			41	41						26	26				
		期日立会い	414	265	96	42	13	41			34	34						19	19				
	共 助		0	0	0	0	0	0			0	0						0	0				
	雑	保全処分	30	18	9	6	1	2			2	2						1	1				
保全処分以外		263	124	105	51	21	33			34	34						0	0					
人 事 訴 訟 事 件			7	2	5	1	4	0			0	0											
て ん 補 状 況			未配置支部、出張所のてん補は基本的には多治見支部が実施しているが、以下については本庁が実施した。 1:本庁／御嵩支部／審判別1／11件、審判別2／4件、雑(保全)／2件、雑(履行)／11件 2:本庁／中津川出張所／雑(履行)／2件								多治見 支部	てん補を実施した庁名					多治見 支部	てん補を実施した庁名					
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 岐阜家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	大 垣 支 部	高 山 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			932	738	194	172	22	0	0	0
一 般	一 般 総 数		454	386	68	59	9	0	0	0
	観 護 措 置		69	62	7	7	0			
	在 宅	通常調査	371	310	61	52	9			
		簡易面接	2	2	0	0	0			
		書面照会	0	0	0	0	0			
	試 験 観 察		12	12	0	0	0			
交 通	交 通 総 数		470	348	122	110	12	0	0	0
	致死過失 傷亡等 道交等	観護措置	4	2	2	2	0			
		在 宅	291	216	75	67	8			
		観護措置	24	18	6	6	0			
		在 宅	147	110	37	33	4			
	試 験 観 察		4	2	2	2	0			
準少年・共助等			8	4	4	3	1			
てん補状況			特記なし。							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び(無免許)危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 岐阜家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	大垣 支部	高山 支部	多治見 支部	支部	支部
家 事 事 件	44	21	23	10	1	12		
人 事 訴 訟 事 件	2	1	1	1		0		
少 年 事 件	4	4	0	0		0		

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 福井 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	敦 賀 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総 数	武 生 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	小 浜 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			945	696	124	124	0	0	0	0	112	112	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		934	688	122	122	0	0	0	0	111	111	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	0
	審 判	別表第1	229	175	23	23					31	31						0	0				
		別表第2	86	67	17	17					2	2						0	0				
		期日立会い	52	45	7	7					0	0						0	0				
	調 停	別表第2	364	262	49	49					43	43						10	10				
		期日立会い	303	223	34	34					36	36						10	10				
		別表第2以外	131	92	17	17					19	19						3	3				
		期日立会い	109	79	13	13					15	15						2	2				
	共 助		0	0	0	0					0	0						0	0				
	雑	保全処分	18	16	2	2					0	0						0	0				
		保全処分以外	106	76	14	14					16	16						0	0				
	人 事 訴 訟 事 件			11	8	2	2					1	1										
て ん 補 状 況												て ん 補 を 実 施 し た 庁 名						て ん 補 を 実 施 し た 庁 名					
												本 庁									敦 賀 支 部		
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(27 年)

(庁名) 福井 家庭裁判所

事件の種別 片 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	敦 賀 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			343	284	59	59	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		176	142	34	34	0	0	0	0
	観 護 措 置		25	21	4	4				
	在 宅	通常調査	146	116	30	30				
		簡易面接	0	0	0	0				
		書面照会	0	0	0	0				
	試 験 観 察		5	5	0	0				
交 通	交 通 総 数		162	139	23	23	0	0	0	0
	致過 死失 傷通 等転	観護措置	1	1	0	0				
		在 宅	108	99	9	9				
	道 交 等	観護措置	2	2	0	0				
		在 宅	50	36	14	14				
	試 験 観 察		1	1	0	0				
準少年・共助等			5	3	2	2				
てん補状況			1:本庁／敦賀支部／一般観護措置／1件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(27 年)

(庁名) 福井 家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	14	14	0					
人 事 訴 訟 事 件	7	7	0					
少 年 事 件	6	6	0					

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 金沢家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	七 尾 支 部	小 松 支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	輪 島 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	珠 洲 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			1786	1157	596	247	349	0	0	0	20	20	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		1781	1153	595	246	349	0	0	0	20	20	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	0
	審 判	別表第1	315	222	87	32	55				2	2						4	4				
		別表第2	248	151	95	32	63				0	0						2	2				
		期日立会い	184	117	67	18	49				0	0						0	0				
	調 停	別表第2	715	460	239	118	121				12	12						4	4				
		期日立会い	614	404	197	85	112				10	10						3	3				
		別表第2以外	286	182	99	45	54				4	4						1	1				
		期日立会い	242	156	82	34	48				3	3						1	1				
	共 助		0	0	0	0	0				0	0						0	0				
	雑	保全処分	37	19	18	5	13				0	0						0	0				
保全処分以外		180	119	57	14	43				2	2						2	2					
人 事 訴 訟 事 件			5	4	1	1	0				0	0											
て ん 補 状 況			①本庁②小松支部③別表第二審判④12件 ①本庁②小松支部③保全④2件 ①本庁②小松支部③履行勧告④1件								て ん 補 を 実 施 し た 庁 名							て ん 補 を 実 施 し た 庁 名					
											七 尾 支 部											七 尾 支 部	
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 金沢家庭裁判所

事件の種別			庁 名	総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
						支 部 総 数	七 尾 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数				547	500	47	47	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数			289	269	20	20	0	0	0	0
	観 護 措 置			43	42	1	1				
	在 宅	通常調査		231	212	19	19				
		簡易面接		0	0	0	0				
		書面照会		0	0	0	0				
	試 験 観 察			15	15	0	0				
交 通	交 通 総 数			256	229	27	27	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置		0	0	0	0				
		在 宅		175	160	15	15				
	道 交 等	観護措置		1	1	0	0				
		在 宅		80	68	12	12				
	試 験 観 察			0	0	0	0				
準少年・共助等				2	2	0	0				
てん補状況			七尾支部／本庁／一般観護措置1件								
備 考											

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び（無免許）危険運転致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 金沢家庭裁判所

事件の種別	庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部				
				支 部 総 数	七 尾 支 部	小 松 支 部	支 部	支 部
家 事 事 件		18	10	8	7	1		
人 事 訴 訟 事 件		0	0	0	0	0		
少 年 事 件		16	16	0	0	0		

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 富山家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所								
					配置 支部 総数	高岡 支部	支部	支部	支部	支部	未配置 支部 総数	魚津 支部	支部	支部	支部	支部	支部	出張 所 総数	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所		
総 数			1537	875	505	505	0	0	0	0	157	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家事 事 件	家事事件総数		1532	873	502	502	0	0	0	0	157	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	審 判	別表第1	294	174	89	89					31	31							0					
		別表第2	122	42	71	71					9	9							0					
		期日立会い	78	24	47	47					7	7							0					
	調 停	別表第2	543	327	166	166					50	50							0					
		期日立会い	452	270	141	141					41	41							0					
		別表第2以外	378	235	89	89					54	54							0					
		期日立会い	311	195	75	75					41	41							0					
	共 助		0	0	0	0					0	0							0					
	雑	保全処分	21	5	15	15					1	1							0					
		保全処分以外	174	90	72	72					12	12							0					
	人 事 訴 訟 事 件			5	2	3	3					0	0											
	て ん 補 状 況			(例) 1:本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2:〇〇支部／△△支部／調停別表第2以外／3件									て ん 補 を 実 施 し た 庁 名							て ん 補 を 実 施 し た 庁 名				
本 庁																								
備 考																								

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 富山 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	高 岡 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			318	184	134	134	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		160	104	56	56	0	0	0	0
	観 護 措 置		19	13	6	6				
	在 宅	通常調査	125	78	47	47				
		簡易面接	6	5	1	1				
		書面照会	0	0	0	0				
	試 験 観 察		10	8	2	2				
交 通	交 通 総 数		157	80	77	77	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	0	0	0	0				
		在 宅	126	68	58	58				
	道 交 等	観護措置	0	0	0	0				
		在 宅	31	12	19	19				
	試 験 観 察		0	0	0	0				
準少年・共助等			1	0	1	1				
てん補状況			本庁/高岡支部/一般在宅/7件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 富山家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	高岡 支部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	31	16	15	15				
人 事 訴 訟 事 件	3	3	0	0				
少 年 事 件	4	1	3	3				

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。